

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成19年度タクシー借上事務所(その2)
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 北首都国道事務所長 小 口 安 雄 埼玉県草加市花栗3-24-15
契約締結日	平成19年4月2日
契約の相手方の氏名及び住所	東京都墨田区押上1-1-2 朝日自動車株式会社
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	関東運輸局の認可料金
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	本業務は、事務所本所から首都圏中央連絡自動車道や東埼玉道路事業の往復を運行するものであり、自動車で現場や打ち合わせ場所へ移動しなければならない緊急時や、連絡車の使用では対応しきれない場合に必要とされる運転業務である。関東地区のタクシー運賃については、関東運輸局の認可運賃及び約款によっている。現在のところ埼玉県東南交通圏においては、運賃及び運送約款は各社とも同一となっており、各事業社間における競争性は存在しない。また、同地区では東京四社営業委員会、東京無線タクシー共同組合のような団体が存在せず、個々のタクシー会社との契約によるほかない。従って、契約対象業者の選定は、事務所本所から上記事業箇所への利便性を考慮することとなる。上記の業者は、事務所本所の草加市のみならず、越谷市、久喜市、境町に営業所を有しており、上記の事業箇所への利便性が良いことから、最も適した契約の対象といえる。
備 考	

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。